

世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例に対する修正案

世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

目次の次に前文を付する改正規定中「尽くし」を「尽くした上で」に、「区の」を「区が」に改める。

第3条第6号の改正規定を次のように改める。

第3条第2号中「公共的団体」を「国、都及び区、公共的団体」に改め、同条第6号中「第11条の2第1項」を「第12条第1項」に、「並びに安全で住みやすい快適な環境の市街地の整備、開発及び保全」を「及び第11条第1項の規定により策定された地区街づくり計画の実現に向けた自主的な街づくり活動を行うこと」に改める。

第9条の改正規定を次のように改める。

第9条の見出し中「総合基本方針」を「都市整備方針」に改め、同条第1項中「総合基本方針」を「都市整備方針」に、「講ずる」を「講じ、区議会の議決を経る」に改め、同条第2項及び第3項中「総合基本方針」を「都市整備方針」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に1章を加える改正規定のうち第29条中「3,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に1章を加える改正規定のうち第31条中「3,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」に改める。

第3章第3節中第24条を第28条とし、第23条を第27条とし、第22条を第26条とする改正規定を次のように改める。

第3章第3節中第24条を第28条とする。

第23条第2項を削り、同条を第27条とする。

第22条第2項中ただし書及び各号を削り、同条を第26条とする。

第2章第3節中第18条を第19条とし、同節中同条の次に2条及び1節を加える改正規定のうち第20条第3項を次のように改める。

- 3 申出に係る地区計画等の素案の区域は、原則として、道路、河川等の地形又は地物により区画された街区でなければならない。